

	ページ	項目	意見等	市の対応
<b>第1部 総則</b>				
	5	第2節 東京都関係機関 東京消防庁	事務または業務の大綱を次のように修正。 1 火災その他の災害予防、警戒及び防御に関すること 2 救急及び救助に関すること 3 危険物等の処置に関すること 4 その他消防に関するもの	修正します。
	7	第5節 指定公共機関 JR東日本	「2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること」を削除。	削除します。
	11	第2節 2.市民の役割 表中 ア	家屋・工作物の耐震化、耐火化の確保 家屋・工作物の耐震化、耐火化、耐風水化等の確保	追記します。
	11	第2節 2.市民の役割 表中 イ	イ 家具の転倒防止等 家具類の転倒・落下・移動防止等	修正します。
	24	第5章 災害・危機の想定 第1節 地震災害 (8) ライフライン	SI値分布により算出した供給停止件数がと需要家件数より求める。供給停止はブロック全域がで60kineを超過し、た場合を対象と確実に低圧ガスの供給停止を行う場合を想定する。	修正します。
<b>第2部 減災計画</b>				
	37	第2章 減災目標1 (2)	家具類の転倒防止対策の実施率を... 家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施率を...	修正します。
	41	第3章 安心なまちづくり 第1節 道路・橋梁の整備 【現状と課題】	1. 幹線道路等の整備の の記載に一部追記。 「3・4・5号線の一部区間は平成25年度に事業認可を受けて事業実施中である。」	修正します。
	43	第3章 安心なまちづくり 第1節 道路・橋梁の整備 【施策の方向】	4. 橋梁・横断歩道橋の耐震化を推進する。 の記載を削除しても良いのではないか。(都では横断歩道橋の耐震の予定なし)	詳細を確認したところ、横断歩道橋は、風に対する耐力が地震に対する耐力よりも大きく、阪神大震災以降、地震による倒壊の事例がないため、安全性の高いものであるとのことでした。 そのため、【施策の方向】4. は削除し、【現状と課題】4. に「横断歩道橋が地震の揺れに対して安全である」旨を追記します。

ページ	項目	意見等	市の対応
43	第3章 安心なまちづくり 第1節 道路・橋梁の整備 【施策の方向】	【事業計画】の表中、3段目の記述は市道の橋りょうの耐震化に特化した記述に再考したほうが良い。 (都の耐震化はH27完了予定)	市道では、用水路をまたぐような小さな橋のみであるため、「橋梁・横断歩道橋の耐震化」を削除し、【施策の方向】「1災害時輸送道路の整備を推進する」に道路整備の一環として橋の安全性確保を盛り込みます。 そのため、【施策の方向】4 と【事業計画】の表中、3段目は削除します。また、【現状と課題】4に都がH27に一般橋梁の優先整備が完了する旨を追記します。
47	第3節 3 備品の転倒防止・ガラスの飛散防止等	3 家具類の転倒・落下・移動防止及びガラスの飛散防止	修正します。 本文中の他の記載部分も同様の表現とします。
51	第4節 【施策の方向】 4(1)	家具類転倒による人身への危険性及び長周期地震動の危険性を踏まえ、家具の～	修正します。
52	第4節 【施策の方向】 4	次の項目を追加。 (4) 住宅用防災機器の普及 各家庭からの出火防止や火災の拡大を防止するため住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器の普及を図る。	追記します。
63	第4章 第1節 【施策の方向】 1	事業所は、自衛消防訓練の機会をとらえ、活動技能を向上させるとともに事業所防災計画の策定の徹底を図る。また、市・消防機関及び各種団体等が～	追記します。
69	第4章 第3節 【施策の方向】 1	訓練プログラムは、市民(健常者、児童・生徒、要配慮者)、事業者～	追記します。
70	第4章 第3節 【施策の方向】 3 市民・事業所と協力する訓練 (例)	子供を対象とした防災訓練(例:総合防災教育、イザ!カエルキャラバン)	追記します。
71	第4章 第3節 【事業計画】	所管課に追記 防災安全課 教育委員会	総合防災教育の推進については、P107第5章第7節【事業計画】「学校、保育所等の職員の意識の向上」の項目に、「また、消防署と連携して総合防災教育を推進する。」と追記します。

ページ	項目	意見等	市の対応
78	第4章 第5節 【施策の方向】 1	また、生徒を安全に避難させるため、学校職員を対象とした自衛消防訓練により習熟を図る	小中学校では、児童・生徒の避難だけでなく、保護者への引き渡しや避難所となった場合の対応など多岐にわたると考えていますので、「防災訓練」のままとします。
78	第4章 第5節 【施策の方向】 1	事業所・商店街は、東京都震災対策条例第10条に基づき「事業所防災計画」を策定し、災害時には	追記します。
88	第5章 第3節 【現状と課題】 4	避難所運営マニュアルの内容又はガイドラインについて添付	避難所となる市立小中学校すべて(11校)でマニュアルが作成されており、それぞれ内容が異なるため、総合防災計画に添付するにはボリュームがかなり大きいことから資料編には掲載しません。
93	第5章 第4節 飲料水・トイレの確保、食料・日用品等の備蓄 上から2行目	災害時には、電気・水道・ガスといったライフラインが寸断される… 災害時には、電気・上下水道・ガスといったライフラインが寸断される…	修正します。
93	第5章 第4節 飲料水・トイレの確保、食料・日用品等の備蓄 【現状と課題】	文中に「…及び都が保有し市が管理する給水タンク…」とあるが、該当する給水タンクはないと思われます。確認をお願いします。	水道事業の事務委託解消時に給水タンクは東京都の所有となっていました。 (2)災害時の給水体制のイを削除します。
95	第5章 第4節 飲料水・トイレの確保、食料・日用品等の備蓄 【施策の方向】1	事業所(企業・個人商店・学校等)は、事業所防災計画に基づき施設利用者や～、食料の確保、必要な備品等を3日分備える。	修正します。
102	第5章 第6節 帰宅困難者への対応 【現状と課題】	東京都によれば、…… 約18千人の 東京都によれば、…… 約1万8千人の	修正します。
103	第5章 第6節 帰宅困難者への対応 【施策の方向】2	事業所は、事業所防災計画を策定し、大地震等に従業員が	追記します。

ページ	項目	意見等	市の対応
103	第5章 第6節 帰宅困難者への対応 【施策の方向】5	次の内容を追加。 大規模災害発生時には災害活動拠点として災害対応業務を第1優先とする災害対策本部を設置する庁舎(市役所又は体育館)、 、交番、消防出張所、消防団器具置場では帰宅困難者を受け入れない。	市役所は一時滞在施設として利用することとなっています。また、列記している「交番、消防出張所、消防団器具置場」は施設が小さく、受け入れが難しいため、現実的には誘導しないと考えるので、今回は追記しません。
105	第5章 第7節 防災意識の向上 【現状と課題】	1- の3行目に 訓練の対象となる職員が偏るなど、全庁的な職員の防災意識の向上には至っていない。とありますが、国立市役所の職員全員が、災害時、どこへ応援に回されても対応できるようにしておくことが大事だと思います。 内閣府の一日前プロジェクトで東日本大震災の被災地で聴き取った物語の要旨を添付いたしますので、参考になさってください。	今後の市職員に対する防災意識の啓発や訓練を実施する際に参考にします。
106	第5章 第7節 防災意識の向上 【政策の方向】2	総合防災訓練に多くの市民や事業所が参加するよう、 <u>スタンドパイプを活用した実践的訓練等</u> 、訓練内容の見直し～	国立市ではスタンドパイプを活用すると想定されるのは、自主防災組織であるため、ではなく を次のとおり修正します。 「市民や事業所等が主体となる地域防災訓練や自主防災組織訓練では、発災時に迅速な対応を行うことができるよう <u>スタンドパイプを活用した訓練などの実践的訓練を強化する。</u> 」
106	第5章 第7節 防災意識の向上 【政策の方向】2	次の資料を追加。 資料2 - 地震から命を守る7つの問いかけ	資料2-6として追加します。 なお、現資料2-6「地区防災計画作成ガイドライン」は資料2-7とします。
106	第5章 第7節 防災意識の向上 【政策の方向】2	マンション管理組合は～防災意識の向上を図るため、 <u>入居者数50名以上のマンションでは防火管理者を選任するとともに消防計画に基づき自衛消防訓練を実施し、入居者数50名未満のマンションでは事業所防災計画を策定するとともに、防火防災訓練を実施し、自主防災組織の～</u>	この文章では後段に「～市と協力しながら推進する」となっていますが、市では自衛消防訓練や防火防災訓練への協力が難しいです。また、市民に向けては自衛消防訓練や防火防災訓練と使い分けるよりも、「防災訓練」のほうがわかりやすいと考えるため、今回は修正しません。

	ページ	項目	意見等	市の対応
	106	第5章 第7節 防災意識の向上 [政策の方向] 3	学校、幼稚園、保育所、児童館、学童保育所等は、 <u>消防計画に定める自衛消防訓練を年1回以上実施するとともに、消防署と協力して総合防災教育を実施する。また、救急救命講習会や地域の防火防災訓練、防災体験施設を活用した～</u>	一部文言を変更し、次のとおり修正します。 学校、幼稚園、保育所、児童館、学童保育所等は、消防計画に定める自衛消防訓練を年1回以上実施するとともに、消防署と連携して総合防災教育を推進する。また、救急救命講習会や地域の防火防災訓練、防災体験施設を活用した～
第3部 災害応急復旧計画				
	111	第1節 第3 5(2)【通知先】	「多摩立川保健所」を削除してほしい。 修正素案では”市本部を設置したとき、行政管理部は市本部員のほか、次に掲げる機関等に電話その他適当な方法により通知する。また、通知の際は、必要に応じて市本部との連絡調整を行う市本部連絡員の派遣を要請する。”となっている。 多摩立川保健所としては、市本部の設置については通知をいただきたいが、市本部連絡員の派遣は困難であると考え、削除をお願いしたい。 (派遣が困難な理由) 当保健所は6市を管轄しており、災害時には各市からの巡回精神相談チーム等の要請を受け、職員派遣支援を行いたいと考えております。 市本部連絡員としての更なる職員派遣支援は人員確保からも困難かと思われま。	この記載は、関係機関への市災害対策本部の設置通知を行うことを主眼としていません。そのため、「多摩立川保健所」を通知先として残した上で、文末に次のように追記します。 「ただし、連絡員の派遣要請は、相手方が派遣可能な場合のみとし、連絡員の派遣が不可能な場合は、連絡手段を確保する。」
	139	第4節 第1 9. 避難の準備・勧告・指示及び警戒区域の伝達、避難誘導 (4) 危険地域における避難誘	消防職員は避難指示の伝達はするが避難誘導は任務ではないため、「消防吏員」を削除。	削除します。

ページ	項目	意見等	市の対応
154	第4節 第3 1. 医療救護活動 (3) 負傷者の搬送手段と搬送先	<p>重症者                      国立市災害医療コーディネーターと東京都地域災害医療コーディネーターとの間で行われる連絡調整に基づき、市の車両、タクシーのほか民間患者等の搬送事業者への要請により搬送する。上記搬送手段では搬送できない場合は東京都福祉保健局へ搬送依頼をする。なお、東京消防庁は可能な範囲で医療機関の搬送に協力する。</p> <p>中等症者                      国立さくら病院での受け入れが可能であれば、市の車両、タクシーのほか民間患者等の搬送事業者への要請により同病院に搬送する。上記搬送手段では搬送できない場合は東京都福祉保健局へ搬送依頼をする。なお、東京消防庁は可能な範囲で医療機関の搬送に協力する。</p>	修正します。
167	第4節 第4 1. 保育園、幼稚園の初動対応 (1) 発災直後の対応(児童青少年課)	<p>建物に被害が無いが、家具の転倒等により園内が混乱している場合は、子ども家庭部職員が支援に向かう。                      支援に向かうことが可能なのか？それよりも、家具の転倒等が起きないように、防止策をしておく方が大事です。</p>	今後、訓練により検証を行い、必要に応じて修正を行っていきます。 また、家具の転倒等の予防対策は、「第2部 減災計画」に記載しているとおり推進します。
167	第4節 第4 1. 保育園、幼稚園の初動対応 (1) 発災直後の対応(児童青少年課)	<p>各園に対する職員の派遣は、全園の状況を把握した後に決定する。                      これでは、手遅れになる場合があることを想定しておく必要があります。</p>	次のように追記します。 「なお、人命の危険がある場合には、情報が入った段階で職員を派遣する。」 今後、訓練での検証や災害対応マニュアルの作成などを通じてより具体的な対応を検討します。
167	第4節 第4 1. 保育園、幼稚園の初動対応 (2) 園児、施設の安全確保(保育園)	<p>園外への避難が必要な場合は、可能なら、児童青少年課、自主防災組織、自治会等の協力を得て行う。                      児童青少年課、自主防災組織、自治会等が普段から連携がとれていることの方が大事です。</p>	追記します。 関係者の連携については今後の課題として訓練等で改善を図ります。

ページ	項目	意見等	市の対応
167	第4節 第4 1. 保育園、幼稚園の初動対応 (2) 園児、施設の安全確保 (保育園) 園内保護と引き渡し	園長は、速やかに保護者への連絡に努め、引渡し準備を行う。引渡しの際には、各家庭の被害状況や避難所等を確認する。なお、園内での保護状況は、児童青少年課に連絡する。 各家庭の被害状況や避難所等の確認は、各園児の保護者から用紙(事前に園で用意しておいたもの)に記入してもらい、それを受け取るようにします。園内での保護状況を児童青少年課に連絡(停電時にどの方法で連絡できるか検討しておく)するのも、結構大変かもしれないので、その点も覚悟しておく必要があります。	今後、災害対応マニュアルを作成する際に参考とします。 なお、通信手段は各園と児童青少年課にMCA無線を配備しており、毎月定期的に通信訓練を実施しています。
181	第4節 第6 6. 応急仮設住宅の確保	次の項目を追加。 (7) 入居者に対する防火安全対策 都市計画課は消防署と連携し応急仮設住宅の防火安全対策の徹底を図る。	追記します。
182	第4節 第7 1. 小中学校の初動対応 (1) 学校の対応 児童・生徒等の安全確保	このとき、可能なら、教育委員会、児童・生徒の保護者、自主防災組織、自治会等の協力を得て行う。	追記します。
189	第4節 第7 7. 帰宅困難者への対応 (5) 帰宅困難者等の臨時輸送	「JR東日本」を削除。	削除します。
189	第4節 第7 8. 応急給水の実施 (2) 給水拠点の設置	文中後段の「都水道局により施設の開錠ができないときは、覚書に基づき、市職員又は指定従事者が行う。」を削除し、「ただし、分画化が完了している給水拠点では、覚書に基づき、水道局職員の到着を待たずに市職員又は指定従事者が応急給水活動を行う。」を追記する。	修正します。 国立市内の給水拠点は分画化が完了しているため、次の一文を追加します。 「なお、国立中浄水所・谷保浄水所ともに分画化は完了している。」
190	第4節 第7 8. 応急給水の実施 (4) 都水道局との協力	「浄水所における給水活動を行うにあたり、浄水所施設の開錠や給水準備に関して水道局職員と協力する。なお、分画化が完了している給水拠点では、水道局職員の到着を待たずに市等が応急給水活動を行うことができる。」	追記します。
196	第4節 第9 2. 防災証明書の調査・発行 (1)	次の項目を追加 消防署との連携	追記します。

ページ	項目	意見等	市の対応
196	第4節 第9 2.り災証明書の調査・発行 (2)	～、全焼、半焼、部分焼、ぼや	追記します。
197	第4節 第9 2.り災証明書の調査・発行 (4)	～質疑や再調査の要望に応えるため、 <u>消防署に協議し、発行を行う会場へ消防署員の派遣を要請する。</u>	追記します。
199	第4節 第9 2.り災証明書の調査・発行 (5) イ	消防署は、災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、 <u>消防に関する相談、説明、案内にあたる</u>	修正します。
210	第5節 第2 1.消防活動	～ <u>震災消防活動体制を確立する。</u> また、 <u>震災活動能力の向上を図るため震災消防活動訓練を実施するとともに、年1回全庁的に総合震災消防訓練を実施する。</u>	追記します。
210	第5節 第2 1 情報収集	「消防ヘリコプターによる情報収集」を削除。	削除します。
210	第5節 第2 1	消防活動の基本方針(震災非常配備態勢時)	追記します。
211	第5節 第2 2(1) 表中「活動内容」	<p>救助・救急活動は、<u>特別救助隊、救急隊が連携し、救助救急資機材を活用し、組織的な人命救助を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象には消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー)の効果的な投入を図るよう警防本部に要請し、迅速な救助活動を実施する。</u></p> <p>救助活動にあたっては、<u>医療救護所設置までの間、消防署に仮救護所設置するとともに、必要により、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティアと連携し、救急資機材を有効に活用して傷病者の救護にあたる。</u></p> <p>傷病者の搬送は、<u>被災現状から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、東京都福祉保健局及び市災害対策本部と連携し搬送する。</u></p> <p><u>多数傷病者が発生した現場では、東京DMATと連携し被災現場に出場し活動する。また現場救護所では東京DMATを指揮下におき救命処置等の医療救護活動を行う。</u></p>	修正します。



ページ	項目	意見等	市の対応
212	第5節 第2 3. 危険物等の応急措置による危険防止	3 危険物等の応急処置による危険防止 消防署は、危険物施設等に事業所防災計画の作成指導等に関する事業所指導を徹底し、出火防止や流出防止対策の推進を図る。また、危険物輸送車両等にはイエローカードの車両積載の徹底を図り、事故発生時は活用の推進を図る。	追記します。
214	第5節 第2 3.(6)危険動物逸走時の応急対策	(8)とし、その前に次の項目を追加。  (6) 核燃料物質輸送車両等の応急対策 事故の通報を受けた旨を都総務局に通報 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な処置を実施 (7) 流出油の応急対策 人命救助を主眼として、流出油の拡大防止、流出油の処理、警戒区域の設定を行う	追記します。 ただし、(7)流出油の応急対策は、都地域防災計画によると東京湾沿岸区を対象としているため、追記しません。 よって危険動物逸走時の応急対策は(7)とします。
215	第5節 第2 7(3)市民からの相談窓口の開設	出火防止として指導を行うとともに、消防に関する相談(火災の予防、危険物施設の機能回復)、説明、案内にあたる。	修正します。
218	第5節 第3 2(4)飲料水の供給 給水拠点での応急給水	府中武蔵台浄水所(府中市武蔵台2 - 7)が貴市に隣接しているので、追加を検討願います。	追記します。
219	第5節 第3 2(4)飲料水の供給 医療施設等への車両による 応急給水	「医療機関及び…」 「医療施設及び…」	修正します。
220	4.(1) 活動体制	東京ガスは、本社に非常災害対策本部非常事態対策本部を設置するとともに、各導管事業部各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。	修正します。
221	4.(2) 応急措置 ウ	地震の発生直後に、超高度リアルタイム地震防災システムにより被害推定を行い、ガスの供給停止の必要性等を総合的に評価して、適切な応急措置を行う。	追記します。
221	4.(2) 車両の確保	緊急者車・工事車を確保しており、常時稼働が可能な態勢にある。	修正します。
237	第2章 第2節 第1 2 (5)避難所開設等の報告	避難所の開設や避難勧告等を発令した場合は、災害情報システム(DIS)により東京都へ報告するとともに、関係機関へ通報する	追記します。

	ページ	項目	意見等	市の対応
	237	第2章 第2節 第1 3. 避難準備、避難勧告または指示の伝達と避難者の誘	~ 現地対応職員は、警察官および消防吏員の補助を行い避難者の誘導にあたる。避難の~	削除します。
	239	第3章 第1節 2. 計画の対象 4行目	人身の安全を確保する目的から対応することとする。	修正します。
	248	第3章 第5節 原子力災害応急活動業務	~ 安心・安全を図る活動を行う。 また、放射線等使用施設及び核燃料物質輸送車両に事故が起きた際は本計画を準用する。	追記します。
第5部 東海地震事前対策				
	266	第4章 第1節 2. 本部の設置	2 本部の設置等 (1) 市本部の設置場所は市役所1階臨時事務室とする。 (2) 本部を設置した時には直ちに警察署、消防署等の関係機関に通報する。	修正します。
	272	第4章 第2節 第4 各部、各機関の応急措置	施設の保安措置 工事等の中断	修正します。
	276	第4章 第3節 第1 平常時 1	1 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等の作成	追記します。

	ページ	項目	意見等	市の対応
		第2部 減災計画	<p>東京都地域防災計画(震災編)にある以下の表現に準じ、国立市総合防災計画にも対応方針・内容を検討・反映することを提案いたします。</p> <p>『東京都地域防災計画(震災編)』より                      第3節 対策の方向性                      3 エネルギーの確保                      自立・分散型電源の導入促進などエネルギーの多様化による電力供給の安定化に向けた取組を促進し、発災後も都市の機能を維持する。</p> <p>第4節 到達目標                      3 非常用発電設備の整備推進及び燃料確保体制の整備                      上下水道や物流拠点など都市機能を維持するために不可欠な施設への自立・分散型電源導入や燃料供給体制等を確立する。</p>	<p>国立市総合防災計画(修正素案)P48第3節「公共建築物の安全性の向上」【施策の方向性】3「再生可能エネルギーシステムの活用」の項目で同様の趣旨を含んでいると考えられます。</p> <p>同節【施策の方向性】1「施設更新時における防災機能強化」の検討事項に「自立・分散型電源の導入」を追加します。</p>
資料編				
	資料編P38	資料3-15 防災行政無線配備一覧	<p>MCA無線 307 設置場所                      誤:府中市八幡町1-1NTT府中ビル                      正:立川市錦町4-12-6NTT錦町別館ビル2F</p>	修正します。
	資料編P78	資料3-42 国立市り災証明書等交付要綱	(第2号様式)り災証明書 表中「り災状況」に「全焼、半焼、部分焼、ぼや」を追加。	この資料は、市の要綱であるため、修正は行いません。 ただし、今後要綱改正に向けて検討しま